

天草市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針

天 草 市

令和5年3月改訂版

【天草市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針】

第1 運用指針の目的	- 2 -
第2 公の施設の指定管理者制度の概要	- 2 -
第3 指定管理者制度の導入方針	- 4 -
第4 指定管理者の募集方針に関する事項	- 5 -
第5 個別設置条例の整備に関する事項	- 8 -
第6 指定管理者の募集に関する事項	- 9 -
第7 指定管理者の選定に関する事項	- 11 -
第8 指定管理者の指定に関する事項	- 13 -
第9 モニタリング及び実績評価に関する事項	- 15 -

【例示集】

例1 個別条例改正例	- 17 -
例2 指定管理者募集要項例	- 20 -
例3 指定管理候補者選定結果通知及びホームページ公表例	- 26 -
例4 協定書例	- 30 -
例5 指定管理者の指定指令、指令取消通知、業務停止命令通知例	- 45 -
例6 選定依頼例	- 48 -
例7 指定管理者施設調書	- 49 -

【参考資料】

地方自治法(抄)	- 51 -
地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)(抄)	- 53 -
天草市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例	- 55 -
天草市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則	- 58 -
天草市公の施設の指定管理候補者選定委員会要綱	- 65 -

平成18年10月作成
平成19年 8月改訂
平成20年 8月改訂
平成21年 6月改訂
平成29年 2月改訂
令和5年 3月改訂

第1 運用指針の目的

この運用指針は、天草市が、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2及び天草市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年条例第61号。以下「指定手続条例」という。）の規定に基づき、公の施設の管理について指定管理者を指定する場合の標準的な事務処理について定める。

各部局においては、この運用指針に沿って指定管理者の選定事務を進めるものとする。

なお、選定に当たっては、指定管理者制度の目的が公の施設に対する多様な住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを十分に認識して取り組むものとする。

また、指定管理者の選定過程等については、各部局が説明責任を負うものであるため、事務処理における透明性・公平性の確保に特に留意する必要がある。

第2 公の施設の指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせることができる制度として、平成15年の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の改正により創設された制度である。

2 制度の概要

- (1) 地方公共団体の出資法人等に対する管理の委託制度から、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者（「指定管理者」）による管理の代行制度への転換を図る。業務委託との違いは以下の表のとおり。

項目	指定管理者制度	業務委託
管理運営の主体	指定管理者 ※法人その他の団体（法人格は必要としない）	地方公共団体
法的性質	管理の代行 ※指定（行政処分）により公の施設の管理権限を指定管理者に委任	私法上の契約関係 ※契約に基づく事務又は業務の執行の委託
公の施設の管理権限	指定管理者 ※管理の基準、業務範囲は、条例で定める	地方公共団体
施設の使用許可	指定管理者が行うことができる ※条例に定めがある場合	受託者はできない
基本的な利用条件の設定	指定管理者はできない ※条例で定めることを要する	受託者はできない
使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の使用許可	指定管理者はできない	受託者はできない
公の施設の設置者としての責任	地方公共団体	地方公共団体
利用料金制（施設利用料金を管理主体が自らの収入として收受する制度）	採用できる	採用できない

(2) 期待される効果

- ・多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応

近年、民間団体においても公の施設の行政サービスを十分に提供することができる能力を有する主体が増えており、多様化・複雑化する住民のニーズにより効果的・効率的に対応するためには、民間団体の有するノウハウを活用することが有効である。

また、民間団体のノウハウを取り入れることにより、施設利用者に対し、多様で質の高いサービスを提供することが期待できるとともに、施設の活性化にもつながり、公の施設の設置目的である「住民福祉の増進」の一層の向上を図ることができる。

- ・施設の管理運営経費の節減

民間団体は、柔軟で効率的な人員配置による人件費の削減、一括発注等による外注コストの削減など、一定水準のサービスを低コストで提供するノウハウを有している。これらのノウハウを活用することで、地方公共団体が直接施設を管理運営するよりも管理運営経費の節減を期待することができる。

3 条例の制定

指定管理者制度を導入することとした場合においては、次の事項について条例を定めることが必要となる。

項目	内容例	整備の方法
指定の手続き	申請、選定、指定、事業報告、取消し等	指定手続条例で整備
管理の基準	休館日、開館時間、使用制限の要件等	個別の施設設置条例で整備
業務の範囲	施設・設備の維持管理、個別の使用許可等	

* 平成15年7月17日付け総行第87号総務省自治行政局長通知P50参照

* 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（地方自治法第244条の4参照）

4 指定の方法

上記条例に基づき個々の指定管理者を、期間を定め、議会の議決を経て指定することが必要である。

5 公の施設について

公の施設は、地方自治法に特有の概念で、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設で、普通地方公共団体が設ける施設。

地方自治法（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

【公の施設の一般的な具体例】

- 福祉施設・・・保育所、児童館、老人福祉施設、保健福祉施設
- 公衆衛生施設・・・し尿処理場、ごみ処理場、下水終末処理場、公衆便所
- 体育施設・・・体育館、グラウンド、プール、武道館
- 社会教育施設・・・公民館、コミュニティセンター、市民センター、勤労青少年ホーム、図書館、博物館、資料館、集会施設、文化施設
- 商工観光施設・・・宿泊施設、キャンプ場、海水浴場、温泉施設、物産施設
- 農林水産施設・・・漁村センター、加工施設
- 公園・・・公園、児童公園
- 医療施設・・・病院、診療所
- 住宅・・・市営住宅

※ 庁舎や研究機関など、住民の利用に供することを目的としない施設、物品陳列所などの当該地方公共団体の住民の利用に供しない施設、競馬場・競輪場などの地方公共団体の収益事業のための施設、留置場などの社会公共秩序を維持するために設けられる施設は「公の施設」に該当しない。

第3 指定管理者制度の導入の検討、準備

1 導入の検討における基本的事項

公の施設の今後の管理方針について、市民サービスの向上と効率的な運営のため、「廃止、民間譲渡、売却等」「直営方式」「指定管理者方式」のいずれかを、施設の特徴を踏まえて選定する。

また、新規に開設する公の施設については、計画の段階から管理方式の検討を行うものとする。

公の施設の管理方法には、直営（一部業務の民間事業者への委託を含む。）と指定管理者制度との2つの方法がある。

指定管理者制度は、必ずしも施設の管理運営の全てを民間団体に委ねなければならないものではない。業務の中に法的又は政策的に市が直接実施すべきものが含まれる場合には、当該業務を指定管理者が行う業務から切り離れた上で、業務の一部だけに本制度を導入することも可能である。

2 導入適否の判断基準

指定管理者制度の導入の適否の判断に当たっては、直営と指定管理者による管理とのどちらがより施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成できるかを考慮するほか、次の視点を踏まえること。

- ① 良質で安定した住民サービスを提供することができる能力や実績を有した民間団体が存在するか。
- ② 民間団体の専門的な技術、知識、ノウハウ、設備等を活用できるか。
- ③ 施設の設置目的や理念に沿って、弾力的、効果的な事業展開が期待できるか。
- ④ 民間団体に委ねることで、経費の削減が見込めるか。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 管理運営業務の範囲の基準

指定管理者に委ねる管理運営業務の範囲を定めるにあたっては、施設の設置目的、性質、機能等のほか、「指定管理者は、施設の管理権限を有し、自らの判断で主体的に管理業務を行う」という制度の趣旨を踏まえることが必要である。指定管理者が行う業務については、次に掲げる事項を基本とし、具体的な業務については、それぞれの施設の特性に応じて個別に定めること。

また、上記の業務のうち、施設の性質や施設の適切な管理運営の観点から指定管理者自身が必ず行わなければならない業務及び第三者への再委託が可能な業務についても区分すること。

- ① 施設の運営に係る業務（使用許可、利用料金等の收受等）
- ② 施設又は設備の維持管理に係る業務（施設設備・市貸与備品の状況把握及び修繕、保守点検、清掃、警備等）
- ③ 事業の実施に係る業務（施設の設置目的の達成のために行う業務）

(2) 業務の分類

指定管理者が行う業務は、次のとおり分類する。

区分		市の承認	業務内容
指定業務	指定業務	-	市が業務仕様書等で業務内容を指定し、指定管理者が利用料金、事業収入、その他の収入及び指定管理料を充当して実施することを義務付けた事業

	提案事業	要	施設の設置目的の範囲内で指定管理者が企画・提案した事業で、指定管理者が利用料金、事業収入、その他の収入及び指定管理料を充当して実施する事業
自主事業		要	施設の設置目的に合致し、かつ、指定業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者が企画・提案し、自己の費用と責任において実施する事業

第4 指定管理者の募集方針に関する事項

1 募集方針

(1) 指定管理者制度を導入する施設については、募集方針を策定することとし、その内容は以下のとおりとする。

なお、指定管理者の指定期間が満了し、新たに指定管理者を指定する場合についても同様に募集方針の策定を行うこととする。

- ①指定管理者制度を導入する施設の名称及び位置
- ②休館日、利用時間等管理の基準の具体的内容
- ③施設管理運営と指定管理者募集の基本的な考え方
- ④指定管理者が行う業務の範囲の具体的内容
- ⑤モニタリング及び実績評価に関する内容
- ⑥参加資格とその設定理由
- ⑦審査の方法、審査の基準及び配点等・審査基準の適用判断及びその理由
- ⑧指定管理者の指定期間
- ⑨利用料金制の有無
- ⑩基準価格（指定管理者へ支払うこととなる委託料の基準）
- ⑪施設使用料等徴収の有無
- ⑫地域雇用等地域への貢献
- ⑬募集期間並びに応募資格及びその設定理由
- ⑭指定管理者と随意契約する委託等

(2) 募集方針は原則施設毎に策定することとするが、サービスの向上、経費の節減、管理運営の一体性などの観点から、複数の施設の管理を同一の指定管理者にまとめて行わせることが適当と判断できる場合は、一括して募集方針を策定することができる。

(3) 募集方針は、天草市公の施設の指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に諮るものとする。

(4) 募集方針を決定した施設については、指定管理者制度導入予定施設として、市ホームページや市広報紙等において公表を行うこととする（指定管理者制度を導入する施設の設置条例（以下「個別設置条例」という。）の未整備施設を除く。）。

2 審査基準

(1) 審査基準については、指定手続条例第4第1項の選定基準に基づき、施設の性格や設置目的等を踏まえて設定する。

(2) 審査基準の配点については、基準の項目ごとにそれぞれの施設の設置目的、態様、特性等を踏まえ得点を配分する。

(3) 公の施設の設置目的、態様、特性等により、審査基準の項目、配点に当てはめることが困難と認められる場合は、事前に政策企画課と協議を行う。

審査基準例

審査項目	内 容	配点 (100 点満点)
1. 価格評価	申請価格の得点	20
2. 基本項目評価		80
① 施設の設置目的を達成するための方策	施設設置目的を達成するための基本的な考え方	20
	年間の企画事業計画	
	集客目標数、またその目標に対する取り組み	
	設置目的を達成するためのモニタリングの方策	
② 利用者の平等な利用の確保のための方策	平等な利用が確保されるための基本的な考え方及び体制	10
③ 施設の効用を最大限に発揮しサービスの向上を図るための方策	効果的・効率的な管理運営のための取り組み	10
	サービス向上と利用促進のための取り組み	
	研修等職員の質の向上への対応策	
④ 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力	職員体制・職員配置計画	20
	警備・清掃計画	
	団体の経営状況	
	地域の振興、活性化に対する取り組み及び他施設との連携の方策	
	個人情報保護に関する方策	
	類似施設の運営実績	
⑤ 市民の声が反映される管理を行うための方策	利用者ニーズの把握に対する取り組み及び苦情対応の方策	5
	広報計画	
⑥ 安全管理の方策	安全面に関する方策	5
	緊急時の対策	
⑦ 経済性	積算根拠や方法	10

3 審査方法

- (1) 具体的な審査方法については、募集方針に定めることとする。
- (2) 標準的な審査方法を示すと、第1次審査として書類審査（資格審査）を行い、第2次審査として事業計画等について個別に提案を求め、その内容を審査する。
- (3) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の規模、業務の内容によっては第1次審査を区分せず、第2次審査と併せて実施することができるものとする。

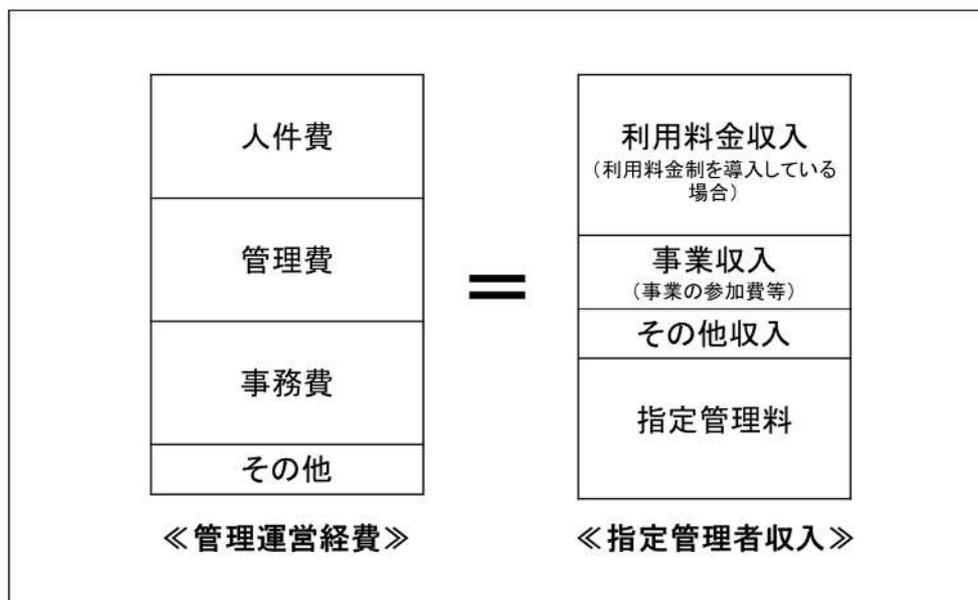
- (4) 第2次審査に当たっては、原則として、事業計画等の提案をした者に対して個別ヒアリングを実施するものとするが、公の施設の規模、業務の内容等を勘案し、個別ヒアリングを省略して、提出された書類により内容を審査することができるものとする。

4 指定期間

- (1) 指定期間については、あまり短期間では指定管理者の自主性が発揮しにくく、中長期的な取り組みを行うことができない。また、あまり長期間にすると社会変動等に対応できない恐れがある。このため、指定期間は3年～5年とし、施設の設置目的や性質、新規参入機会の確保、管理運営の安定・効率化、利用者と指定管理者の長期的・継続的な関係及び減価償却・機器リース期間等を考慮し判断するものとする。
- (2) 施設の統廃合や長期間の改修期間が必要な場合等の特別な事情により、(1)で規定する期間が適当でない場合には、事前に政策企画課と協議を行うこと。

5 基準価格（指定管理料）の考え方

- (1) 基準価格（指定管理料）は、施設の管理運営に必要と見込まれる経費（管理運営経費）の総額から、利用料金収入見込額、事業収入見込額及び指定業務に伴い見込まれる収入の総額を差し引いた額とする。
- なお、指定管理者の自主事業の実施に係る費用及び収入は、原則、指定管理料には含まない。



- (2) 指定管理者へ基準価格（指定管理料）を支払う場合にあっては、当該支払金額について入札方式における予定価格と同様に、あらかじめ上限額を設定し、評価の基準となる価格とすること。
- なお、基準価格の内容によって最低制限価格を設けるなど、各部において適宜判断を行うこと。
- (3) 利用料金制を採用した場合で、必要経費の全額を利用料金で賄える場合は、基準価格を設定しないものであること。
- (4) 基準価格を設定した場合には、基準価格を超える提案価格があったものについては1次審査で失格となることに留意すること。
- (5) (2)で定めた基準価格については、役務の提供を受けることに要する費用であるため、消費税を加えた価格であることに留意すること。

- (6) 指定業務を実施するための人件費、物件費等の直接経費とは別に、本部（本社）等からの支援に係る間接的な経費（本社経理事務費、福利厚生費分担金等）が発生している場合があることから、これらの間接的な経費は、その内容を明確にした上で、管理運営経費に諸経費として計上することができるものとする。
- (7) 基準価格については、施設の性格に応じて別途算定方法を定めるものとする。
- (8) 市の仕様書に定める各項目を満たし、事業計画等に基づき適切に指定業務が行われた上で生じた指定管理料の余剰金は、指定管理者の創意工夫により管理運営経費の節減が行われた結果であるため、原則として市への返還は求めない。（指定管理者のの収益とする。）
しかし、指定業務の実施状況において、仕様書に定める各項目を満たさない、又は事業計画等のおりに行われていないと認められる場合にあっては、余剰金の有無にかかわらず、当該満たさないまたは行われていなかった業務に係る費用について指定管理料の返還を求めるものとする。

6 債務負担行為の設定

- (1) 複数年度の指定期間で基準価格を設定する場合は、地方自治法第222条の規定により予算の裏付けが必要であるため、債務負担行為の設定が必要となる。
- (2) 債務負担行為の設定額は、5の基準価格によるものであること。なお、債務負担行為の設定額は、上限額として設定するものであることに留意すること。
- (3) 債務負担行為の設定に当たっては、財政課と事前協議を行っておくこと。

第5 個別設置条例の整備に関する事項

個別設置条例については、以下の事項について規定の整備を行うこと。

なお、個別設置条例において整備が必要と思われる事項については、施設の態様や性格等に応じて適宜必要な事項を整備するものとする。

また、個別設置条例の改正に併せて、指定管理者制度の導入に伴う個別設置条例施行規則（以下「規則」という。）の改正を行う必要がある。

1 指定管理者による管理

- (1) 指定管理者制度を導入する場合には、個別設置条例の中で、当該施設の管理を指定管理者に行わせることを規定する。
- (2) PFI事業等において、PFI事業者を指定管理者に指定する場合など、指定管理者となるべき法人その他の団体（以下「団体等」という。）が限定される場合については、指定手続条例によらない選定手続きについて、選定の特例として、個別設置条例に規定を設ける必要がある。
なお、この場合に限らず、廃止が予定される施設で、廃止までの期間を特定の指定管理者に管理を行わせる場合等、個別設置条例において選定の特例を規定する場合には、事前に政策企画課と協議を行うこととする。

2 管理の基準

- (1) 指定管理者が行う業務に係る管理の基準として、下記事項の規定整備を行う。
- ①利用時間、休館日、利用制限の要件等
 - ②使用許可の基準
 - ③その他特に必要な事項

- (2) 管理の基準は主たるものを個別設置条例に規定するとともに、その具体的事項は募集要項や協定書に規定することとなるので、詳細に検討を行う。

3 業務の範囲

- (1) 指定管理者に行わせる業務の範囲については、個別設置条例の施設の目的及び業務を参考に個別設置条例の中で規定整備を行うこととし、その際、公の施設として行うべき業務を明確にし、指定管理者が行う業務の具体的範囲を確定する。
- (2) 指定管理者に行わせる業務の具体的な内容は、別途募集要項や指定管理者と締結する協定書に規定することとなるので、詳細に検討を行う。

4 利用料金制

- (1) 利用料金制度とは、法第244条の2第8項の規定に基づき、公の施設の利用料金（使用料に相応するもの）を指定管理者の収入として収受させることができる制度である。本制度の目的は、施設の運営について指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくすることにある。指定管理者に利用料金を収入とすることができるというインセンティブを付与することで、利用者増加のためのサービスの向上が図られることが期待される。
- (2) 新たに利用料金制を導入する施設については、利用料金制に係る規定を個別設置条例の中で規定する。
- (3) 利用料金の額は、条例に定める額の範囲内において、あらかじめ市の承認を得て、指定管理者が定める（法第244条の2第9項）。

5 施行規則の改正

- (1) 指定管理者による管理に当たっては、使用許可の申請書、変更許可の申請書、使用の取消しの届出書等の様式を定める規定について、指定管理者独自の取扱いを認めるため、指定管理者による管理の場合の適用除外規定を設けることとする。
- (2) 規則改正の施行時期は、個別設置条例の改正の施行時期と整合を図って規定する。

第6 指定管理者の募集に関する事項

1 募集方法

- (1) 指定管理者の募集については、指定手続条例第2条で規定されており、公募が原則であること。
- (2) 選定の特例については、指定手続条例第2条で規定されているが、その適用に当たっては、あらかじめ政策企画課に協議を行うこと。
- (3) 指定管理者の募集は、原則として、公の施設ごとに行う。ただし、サービスの向上、経費の節減、管理運営の一体性などの観点から、複数の施設の管理を同一の指定管理者にまとめて行わせることが適当と判断できる場合は、一括して募集することができるものとする。
- (4) 指定管理者の募集は、募集要項を作成して行う。なお、募集要項への記載事項は、施設の性格等を勘案して設定すること。

【募集要項への記載項目例】

- ・ 募集を行う施設の名称・所在地・施設の規模・施設の内容・事業の目的
- ・ 募集の目的
- ・ 募集期間等（募集要領の配布期間、申請書の受付期間、質問受付期間）

- ・ 説明会、現地見学会の有無
- ・ 指定管理者が行う業務の範囲
- ・ 休館日、利用時間等管理の基準
- ・ 関係法令の遵守
- ・ モニタリング及び事業報告に関する事項
- ・ 応募者の参加資格
- ・ 応募書類
- ・ 今後のスケジュール等
- ・ 審査の方法、審査の基準等
- ・ 指定期間
- ・ 利用料金制の有無
- ・ 基準価格（指定管理料）
- ・ 施設使用料の提案
- ・ 地域雇用等地域への貢献
- ・ 指定管理者と市との責任分担
- ・ 事業の継続が困難になった場合における措置
- ・ 協定の締結及び協定案
- ・ 施設の利用者等に係る個人情報の保護に関する事項 など

【申請書類の内容例】

- ・ 申請書（指定手続条例施行規則で規定）
- ・ 事業計画書
 - ① 施設の管理に関する基本的な考え方
 - ② 管理組織体制
 - ③ 年間の事業計画、スケジュール
 - ④ 収支計画
 - ⑤ 個人情報の保護に関して講ずる措置
 - ⑥ 同種の施設の運営実績
- ・ 関係書類
 - ① 法人登記簿謄本
 - ② 法人等の事業計画書及び収支予算書
 - ③ 法人等の事業報告書及び収支計算書、貸借対照表 等
 - ④ 国税、都道府県税の未納がないことの証明書
 - ⑤ 市民税に係る納税証明書（市内の事業所は、納税確認同意書）
 - ⑥ 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの
 - ⑦ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - ⑧ 指定の申請に関する意志決定を賞する書類

（５）指定管理者の募集に当たっては、市のホームページ、市広報紙等へ募集概要を掲載するなどして広く周知すること。

（６）募集期間は、周知に十分な期間を確保することにより、施設をより効果的に管理運営を行うことができる指定管理者を選定するため、原則として１か月以上の期間を設けるものとする。

また、再公募や緊急を要する場合等においても、少なくとも１０日以上期間を設けるものとする。

２ 応募者の参加資格

（１）応募者の参加資格は、以下を参考に、各施設の性格、規模、機能等を勘案のうえ設定すること。

また、応募者を法人に限定することや地域団体に限定するなど、募集の段階で明確にしておくこと。

なお、警備や緊急時の対応等、施設の適正な管理運営を確保するため、県内に事業所を有することとする。

【参加資格例】

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ※一般競争入札の参加者の資格
- ② 県内に事業所を有すること。
- ③ 天草市から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置をうけていないこと。
- ④ 労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑦ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- ⑧ 労働基準関係法令違反により是正勧告又は指導を受けた場合（法人その他の団体の役員等が代表者を務める法人等を含む。）にあつては、当該是正勧告又は指導に係る違反行為が改善されていること。
- ⑨ 下請代金支払遅延等防止法違反により改善勧告又は指導を受けた場合（法人その他の団体の役員等が代表者を務める法人等を含む。）にあつては、当該改善勧告又は指導に係る違反行為が改善されていること。

※ 「その他の団体」について、の認定基準を明確にしておくこと。

【「団体の認定基準」例】

- 1 継続的かつ計画的に団体の目的に関する事業を行うこと。
- 2 規約を有すること。
- 3 団体の意思を表明する代表者・団体の意思を形成し、執行する機構（総会、役員会等）が確立していること。
- 4 団体独自の経理を有すること。

(2) 施設によっては、類似施設の運営実績を参加資格に盛り込むことも考えられるが、その設定に当たっては、いたずらに応募者が制限されないよう、慎重に設定を行うこと。

第7 指定管理者の選定に関する事項

1 指定管理候補者選定委員会

選定委員会を設置し、指定管理者に申し込んだものの審査を行う。

2 選定の方法

(1) 選定の方法については、募集方針で定めた審査基準及び審査方法に基づき、選定委員会で総合的に審査を行い、選定委員会各委員が個別に評価し採点する。

審査にあたっては、「天草市公の施設の指定管理候補者選定委員会実施要領」を踏まえ実施することとする。

(2) 指定管理候補者の選定については、(1)で求めた各委員の採点を合計した総合点（価格評

価、基本項目評価の合計点)が最も高いものを選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、その意見を尊重して指定管理候補者を選定することとする。

(3) 施設所管課長は指定管理候補者の選定結果について、応募者全員に選定結果を通知するとともに、選定の透明性を確保する観点からホームページ等において情報提供に努めること。
また、公表する事項について募集要項にあらかじめ明記し、応募者に対し周知を図っておくこと。

(4) 外部に対する情報提供ルールの考え方は以下に示すとおりとする。

【情報提供ルールの考え方】

時期	情報の内容	公開基準
募集中	基準価格	◎
	審査基準の内容と配点	◎
	選定委員会の委員数と構成	○
	現地説明会参加者数	○
	現地説明会参加者名	△※1
	申請者数	○
	申請者名	△※1
	現地説明会や質問票による質問と回答	◎
募集締切後	申請者数	○
	申請者名	△※1
	申請者の事業計画書の内容	△※2
選定後	指定管理候補者名	◎
	指定管理候補者の総得点	◎
	指定管理候補者の項目ごとの得点	○
	その他の申請者の総得点	◎※3
	その他の申請者の項目ごとの得点 (申請者本人には項目ごとの得点を通知)	△※4
	選定委員の氏名(事前承諾がある場合)	○
	委員ごとの総得点(委員名匿名)	○
	委員ごとの項目ごとの得点(委員名匿名)	△※5
	指定管理候補者の事業計画書の内容	○
その他の申請者の事業計画書の内容	△※2	

◎・・・ホームページに掲載するなど積極的に公開する情報

○・・・ホームページに掲載しないが、提供できる情報

△・・・情報提供の可否について、個別の判断を要する情報

△印は、天草市情報公開条例(以下この号において「条例」という。)第7条各号に定める不開示情報に該当する又は不開示情報が含まれている可能性がある。

※1・・・募集締切前に他の申請者名が分かった場合、不当な圧力や談合等が懸念されるため。(条例第7条6号該当)

※2・・・事業計画書の提案内容には、申請者独自の独創的な提案が含まれている可能性があるため。(条例第7条2号該当)

※3・・・申請者の相対的な評価が明らかになるため、申請者名は特定できない形で公表する。(条例第7条2号関係)

※4・・・申請者の人的、財政的な安定性に関する評価結果が明らかになるため。(条例第7

条2号該当)

※5・・・率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。(条例第7条5号該当)

上記の情報以外で情報公開請求があったものについては、条例第7条各号に定める不開示情報に該当する又は不開示情報が含まれているかを個別に判断する。

3 価格評価における申請価格の得点

(1) 債務負担行為を設定するなど、あらかじめ指定管理者に支払うべき委託料の上限(基準価格)を設定している場合には、申請書添付の事業計画書で提案された申請価格について次の算式により得点を算出すること。

申請価格の得点 = 価格評価の配点 × (最低申請価格 / 当該申請価格)

※1位(最も低い申請額)を満点とし、2位以下は1位との比率を用いて算出する。

小数点第2位は四捨五入する。

※申請価格は消費税を含んだ金額

(例) 価格評価の配点を20点満点とし、1位60万円、2位80万円、3位100万円の場合

	申請額	得点	算出方法
1位	60万円	20点	
2位	80万円	15点	20点 × (60万円 / 80万円) = 15
3位	100万円	12点	20点 × (60万円 / 100万円) = 12

(2) 施設の運用費用がすべて利用料金で賄える場合など、市の委託費が発生しない施設や利用料金により多くの収益が見込める施設等については(1)の算式によらないこととする。

第8 指定管理者の指定に関する事項

1 指定管理者の議会の議決

(1) 部局長は、指定管理候補者を選定したときは、地方自治法第244条の2第6項に基づき議会の議決を得るための手続きを速やかに進めるものとする。

(2) 指定の時期については、指定管理者との協定締結及び事務打合せ等の期間を3ヶ月程度必要と考慮し、12月議会への提案を行う。

(3) 議会の議決を要する事項は以下のとおりである。

- ①指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- ②指定管理候補者の名称
- ③指定期間

(4) 議会へ提出する参考資料は、以下のとおりとする。

- ①指定管理者施設調書（例示集参照）
- ②指定管理候補者の指定申請書、事業計画書及び収支予算書

（５）指定管理者の法人格等の変更

指定管理者として指定された後に、団体の法人格に変更があった場合、又は法人格を有していない団体の名称等が変更する場合には、団体の性格や構成する人員等に変化がなく団体としての同一性が認められる場合は再度の指定は不要である。指定管理者から法人格等に変更が生じると見込まれる旨の報告を受けた場合、指定管理者から詳細を聴取し、必要な措置を講じること。

２ 指定管理者の指定

指定議案の議決後、速やかに指定管理者の指定を行うこと。指定管理者の指定は、指令で行うものとする。

３ 指定管理者との協定の締結

- （１）指定管理者が行う施設の管理の基準や業務の範囲等の詳細な事項や、管理運営に付随して定めておくべき事項などについて、市と指定管理者との間で協議を行い、協定を締結する。
- （２）単年度毎に実施する内容を具体的に協定で定める場合は、指定期間全体に関する協定（包括協定）と単年度ごとの詳細事項を定める協定（年度協定）の二段階に分けて締結することも可能とする。
- （３）利用料金制をとらない施設で、使用料が発生する施設について、当該使用料の収納についても指定管理者に行わせる場合には、地方自治法施行令第１５８条に規定する歳入の徴収又は収納の私人への委託が必要であるので、指定管理者と別途委託契約を締結すること。
- （４）指定管理業務の継続が困難になった場合（指定管理者の経営破綻等）の措置に関する事項を協定書で明文化すること。

【協定事項例】

- ・ 指定管理者に行わせる業務の範囲
- ・ 指定管理者が行う管理の基準
- ・ 施設の使用許可に関する基準
- ・ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・ 市が支払う管理運営委託費に関する事項
- ・ 利用料金に関する事項
- ・ 指定管理者と市の負担区分
- ・ モニタリング及び事業報告に関する事項
- ・ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・ 指定期間満了時における原状回復義務
- ・ 指定管理者の損害賠償義務
- ・ その他市が必要と認める事項 等

【協定事項例：二段階方式】

- 包括協定
- ・ 指定期間

- ・ 利用許可に関する事項
- ・ 利用料金に関する事項
- ・ 減免の取扱に関する事項
- ・ 個人情報の保護に関する事項
- ・ 開館時間、休館日に関する事項
- ・ 指定の取り消しに関する事項
- ・ リスク管理、責任分担に関する事項
- ・ モニタリング及び事業報告に関する事項（事業報告書の提出、内容）
- ・ 事業の引継に関する事項

○年度協定

- ・ 当該年度の事業の実施に関する事項
- ・ 委託費の支払いに関する事項
- ・ 事業報告に関する事項（市との連絡体制、随時の事業報告、立ち入り調査等）
- ・ リスク管理、責任分担に関する事項（当該年度に必要となる事項）

（５）施設の休館等に伴う損失補償等については、リスク分担表に基づくことが原則だが、自然災害等、市及び指定管理者双方の不可抗力により指定管理者に損害又は増加費用が生じた場合は、合理性の認められる範囲で市が当該損害又は増加費用を負担できるものとする。

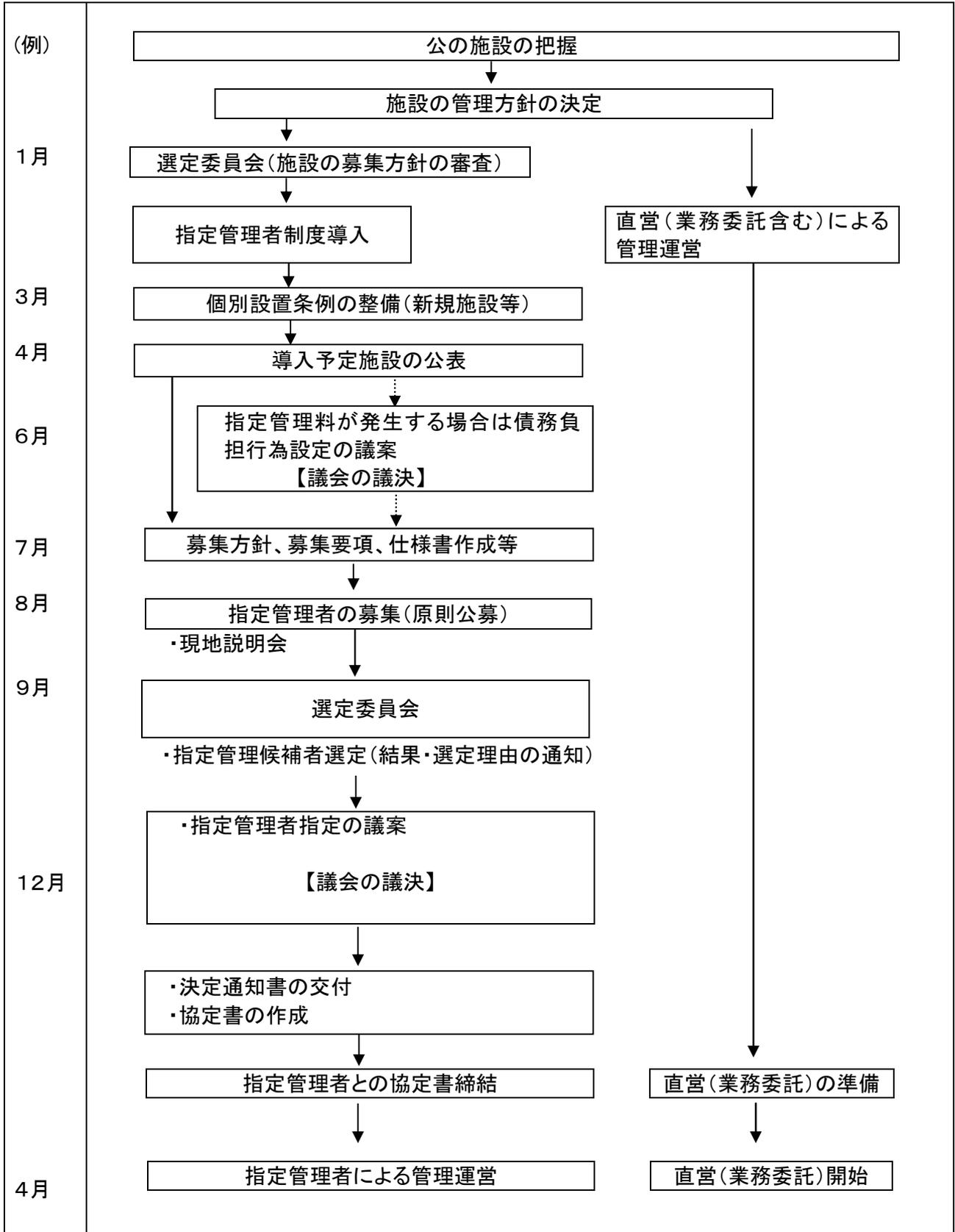
第9 モニタリング及び実績評価に関する事項

指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、モニタリングを実施すること。

また、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、実績評価を実施すること。

※ モニタリング及び実績評価の具体的な方法等については「指定管理者モニタリングマニュアル」を参照。

【指定管理者制度導入の標準事務処理フロー】



例示集

ここに示した例は、多くの公の施設について共通する事項を例示したものであり、この中からそれぞれの公の施設に必要な事項を抽出するなどの作業を経て、具体的な事務を執行することになります。

例1 個別条例改正例

〇〇センター条例(個別条例改正の例)

- 第①条 設置(、名称)
- 第②条 位置
- 第③条 業務
- 第④条 組織(、職員)

※ は、既存の規定の例。条文数や内容は、個々の条例によって異なる。

(休館日)

第⑤条 〇〇センターの休館日は、〇〇とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第⑥条 〇〇センターの開館時間は、午前〇時から午後〇時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第⑦条 〇〇センターを使用する者は市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の基準)

第⑧条 市長は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) 〇〇センターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 〇〇センターの施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他使用させることが〇〇センターの管理上支障があると認められるとき。

第⑨条 許可の取消し等

第⑩条 使用料

第⑪条 使用料の減免

(指定管理者による管理)

第⑫条 〇〇センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により〇〇センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第⑤条及び第⑥条の規定にかかわらず、当該指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、〇〇センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

- 3 第1項の規定により〇〇センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第⑦条から第⑨条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により〇〇センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が〇〇センターの管理を指定管理者に行うこととされた期間前にされた第⑦条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により〇〇センターの管理を行うこととされた期間前に第⑦条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の義務)

第⑬条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第③条各号に掲げる業務
- (2) 〇〇センターの使用の許可に関する業務
- (3) 〇〇センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が〇〇センターの管理上必要と認める業務

(利用料金)→利用料金制を導入する可能性がある場合に規定

第⑭条 第⑩条第1項(使用料)の規定にかかわらず、〇〇センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号(第⑬条各号)(指定管理者が行う業務)に掲げる業務のほか、当該指定管理者に〇〇の施設及び設備の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、〇〇に定める額に〇〇を乗じて得た額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復業務)

第⑮条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった〇〇センターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第⑯条 故意又は過失により〇〇センターの施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の〇〇センター条例第〇条の規定により管理を委託している〇〇センターの管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

※状況に応じ、必要な経過措置を定めるものとする。

■参 考

指定管理者を公募によらず、選定の特例を利用する場合(本則指定管理者による管理の規定(第⑫条)の第2項に規定する。)

一時的に選定の特例を利用する場合(附則第3項に規定する。)

- | |
|--|
| <p>3 この条例の施行の日から平成〇〇年3月31日までの間において、第⑫条第1項の規定により〇〇センターの管理を指定管理者に行わせる場合で、市長(教育委員会)が特別の事情があると認めるときは、天草市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成18年条例第61号。次項において「手続き条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。</p> <p>4 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長(教育委員会)は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。</p> |
|--|

例2 指定管理者募集要項例

〇〇センター指定管理者募集要項例

平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が導入されました。

天草市では、公の施設である「〇〇センター」の管理業務について、設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者制度を導入することとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、〇〇センター条例(平成〇年条例第〇号)第〇条[←指定管理者による管理の条項]及び天草市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成18年条例第61号)第2条の規定に基づき、〇〇センターの指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名称
〇〇センター
- (2) 所在地
天草市〇〇町〇〇〇番地
- (3) 施設の設置目的、役割等
〇〇〇……………
〇〇〇……………
- (4) 施設の沿革
昭和〇〇年〇月 開館
平成〇〇年〇月 〇〇館増築
- (5) 施設内容、規模等
施設概要書(略)のとおり
(敷地面積、建物面積、構造、施設内容等を記載)
(必要に応じて敷地図、建物平面図を添付)
- (6) 現在の管理運営体制
現在の管理受託団体…財団法人 〇〇財団
- (7) 施設の利用実績
施設概要書のとおり
(過去3か年分の主な施設利用実績、使用料収入実績、収支等を記入)

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

- 〇〇〇……………
〇〇〇……………
(施設の管理運営及び指定管理者を募集するうえでの基本的な考え方、施設の管理運営上の留意点や特記事項等を記載)

3 指定管理者が行う管理業務の基準

- (1) 休館日 〇〇〇
- (2) 開館時間 午前〇時から午後〇時まで
※指定管理者は市の承諾を得て休館日、開館時間を変更することができます。
- (3) 法令遵守等
管理運営業務を行うに当たっては、次の法令を遵守すること。
 - ① 天草市〇〇センター条例、同規則
 - ② 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
 - ③ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
 - ④ ビル管理法、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

⑤ その他

- ・ 指定管理者は施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十六条第2項の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければなりません。
- ・ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とします。
- ・ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品の調達(グリーン調達)に努めること。

(4) 施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(5) モニタリング及び事業報告に関しては適切に対応すること。

※モニタリング及び事業報告に関する細目事項は、協議の上定めます。

(6) ○○○

※管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

4 指定管理者の業務等

(1) ○○……………

(2) ○○……………

(3) ○○……………

(4) その他、別紙管理業務仕様書(略)に定めるとおり。

個別条例で指定管理者の業務として掲げた業務を記載

5 指定の期間

令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

○○センターの管理に要する経費は、利用料金収入及び市から払う委託料によって賄うこととします。このうち、指定期間中に市が支払う委託料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求めます。

なお、市からの委託料の具体的額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。

基準価格 ○○○, ○○○千円(消費税及び地方消費税を含む)

(令和○○年度:○○, ○○○千円)

(令和○○年度:○○, ○○○千円)

(令和○○年度:○○, ○○○千円)

※基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となりますので、ご注意ください。

7 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 県内に事業所を有すること。
- ③ 天草市から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- ④ 労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑤ 税(国税及び地方税)を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- ⑦ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- ⑧ 労働基準関係法令違反により是正勧告又は指導を受けた場合（法人その他の団体の役員等が代表者を務める法人等を含む。）にあつては、当該是正勧告又は指導に係る違反行為が改善されていること。
- ⑨ 下請代金支払遅延等防止法違反により改善勧告又は指導を受けた場合（法人その他の団体の役員等が代表者を務める法人等を含む。）にあつては、当該改善勧告又は指導に係る違反行為が改善されていること。
- ⑩ ○○○

※複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ① 代表団体を選出し、市とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- ② 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
- ③ 8提出書類の(3)～(8)については、参加者それぞれについて提出すること。
- ④ 一申請者一提案
申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。
また、代表団体は7応募資格①～⑧のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は②を除くすべての要件を満たすことが必要です。

「その他の団体」についての認定基準を明確にしておくこと。（P9参照）

【「団体の認定基準」例】

※「その他の団体」とは、次に掲げる条件を満たすものとします。

- ① 継続的かつ計画的に団体の目的に関する事業を行うこと。
- ② 規約を有すること。
- ③ 団体の意思を表明する代表者・団体の意思を形成し、執行する機構（総会、役員会等）が確立していること。
- ④ 団体独自の経理を有すること。

8 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

- (1) 指定管理者指定申請書(天草市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則(平成18年天草市規則第61号)別紙様式第1号[略])
- (2) ○○センター指定管理者事業計画書(事業計画書)(別紙様式第2号[略])及び収支予算書(別紙様式第3号[略])
- (3) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く)
- (8) 納税証明書
国税(法人税と消費税)、県民税、市民税の未納がないことの証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類
 - ① 市内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - ② グループで申請する場合はグループ構成員及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求、受領団体等を明らかにした書類)
 - ③ 応募資格⑧及び⑨に該当する場合にあつては、当該違反行為が改善されたことを明らかにした書類

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和〇〇年〇月〇日(〇)～〇日まで
- ② 受付方法 質問票(別紙様式[略])に記入のうえ、FAX 又は電子メールで提出してください。
- ③ 令和〇〇年〇月〇日(〇)までに文書で回答します。

10 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。

- ① 開催日時 令和〇〇年〇月〇日(〇) 午後〇時から〇時間程度
- ② 開催場所 〇〇センター 〇〇会議室

仕様書等書類だけでは説明が十分できない施設や設備がある場合は、申請者に対し、現地で説明をすることも考えられるので、必ず出席かどうかなどについて明確にすること。

11 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 天草市〇〇部〇〇課

〒863-8631

電話 0969-23-1111(内線) FAX 0969-

- (2) 提出期間 令和〇〇年〇月〇日(〇)から令和〇〇年〇月〇日(〇)までの日(市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとします。

※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

12 選定方法

- (1) 指定管理候補者選定委員会において、各委員が次の審査基準の項目に沿って総合的に審査を行い、それぞれ審査した評点の合計(価格評価と基本項目評価の点数の合計)が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に市において選定します。

ただし、基本項目評価において申請内容が平均的な内容に満たないと判断された場合は指定管理候補者として選定されません。

- (2) 審査基準と配点

審査項目及び内容		配点
1. 価格評価		〇〇
2. 基本項目評価		
①	当該施設の設置目的を達成するための方策 ア 施設設置の目的を達成するための基本的な考え方 イ 年間の企画事業計画 ウ 集客目標数及びその目標に対する取組み エ 設置目的を達成するためのモニタリングの方策	〇〇
②	利用者の平等な利用の確保のための方策 ア 平等な利用が確保されるための基本的考え方及び体制	〇〇
③	当該施設の効用を最大限に発揮しサービスの向上を図るための方策 ア 効果的・効率的な管理運営のための取組み イ サービス向上と利用促進のための取組み ウ 研修等職員の質の向上への対応策	〇〇

④	企画事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力 ア 職員体制・職員配置計画 イ 市内居住者の雇用及び現職員の再雇用についての考え方 ウ 警備・清掃計画 エ 団体の経営状況 オ 地域の振興、活性化に対する取組み及び他の施設との連携の方策 カ 個人情報保護に関する方策 キ 類似施設の運営実績	〇〇
⑤	市民の声が反映される管理を行うための方策 ア 利用者ニーズの把握に対する取組み及び苦情対応の方策 イ 広報計画	〇〇
⑥	安全管理の状況 ア 安全面に関する方策 イ 緊急時の対策	〇〇
⑦	経済性 ア 計算根拠や方法	〇〇
基本項目評価計		〇〇
合計(価格評価の点数+基本項目評価の点数)		〇〇

※価格評価における申請価格の得点は次の算式により得点を算出します。

申請価格の得点＝価格評価の配点×(最低申請価格／当該申請価格)

※1位(最も低い申請額)を満点とし、2位以下は1位との比率を用いて算出する。

小数点第2位は四捨五入する。

※申請価格は消費税を含んだ金額

(例)価格評価の配点を20点満点とし、1位60万円、2位80万円、3位100万円の場合

	申請額	得点	算出方法
1位	60万円	20点	
2位	80万円	15点	20点×(60万円／80万円)=15
3位	100万円	12点	20点×(60万円／100万円)=12

13 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

14 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 提出書類に不備があるもの

⑥ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

15 選定委員会

令和〇〇年〇月〇日(〇)に実施します。(予定)

選定にあたっては、申請書類及び面接審査等をもとに総合的に審査します。

また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行いますので、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方の出席をお願いします。

なお、面接審査に欠席された場合は申請を辞退したものとみなします。

時間、場所については後日連絡します。

16 結果等の公表

応募状況について、申請した団体の名称については公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、市のホームページ上で指定管理候補者名、指定期間等を公表します。

17 指定管理者の決定

指定管理者は令和〇〇年〇月天草市議会の議決を経て指定されます。

18 その他

(1) 提出書類はお返しできません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。(使用は市庁内および選定委員会での検討に限ります。)

(3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

19 留意事項

(ア) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が7応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。

(イ) 指定管理者の指定後に、指定管理者が7応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況等の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

なお、その場合に発生した市が受ける損害についての賠償請求については指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。

20 添付資料・様式

(1) 指定管理者指定申請書(別紙様式第1号[略])

(2) 〇〇センター指定管理者事業計画書(別紙様式第2号[略])

(3) 〇〇センター管理業務の収支予算書(別紙様式第3号[略])

(4) 質問書[略]

(5) 〇〇センター施設概要書[略]

(6) 〇〇センター指定管理者仕様書[略]

(7) 〇〇センターの管理運営に関する協定書(案)[略]

問い合わせ先

天草市〇〇部〇〇課 [略]

例3 指定管理候補者選定結果通知及びホームページ公表例

例3-I 選定結果の応募者への通知例(指定管理候補者向け)

〇〇第〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

(指定管理候補者名)様

天草市長 ○ ○ ○ ○

指定管理候補者の選定結果について(通知)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請されたこのことについて、天草市公の施設の指定管理候補者選定委員会の選定結果を踏まえ、〇〇を当該施設の指定管理候補者として選定したので通知します。

なお、申請者が提出された今回の事業計画に対する選定委員会評価は、下記のとおりです。

記

1 施設名 ○〇センター

2 価格評価

計算式	配点	得点
価格評価の配点 × (最低申請価格 / 当該申請価格)	〇〇	〇〇

3 基本項目評価

審査項目及び内容		配点	得点
①	施設の設置目的を達成するための方策	〇〇	〇〇
②	利用者の平等な利用確保のための方策	〇〇	〇〇
③	施設の効用を最大限に発揮したサービスの向上を図るための方策	〇〇	〇〇
④	事業計画書に沿って施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力	〇〇	〇〇
⑤	市民の声が反映される管理を行うための方策	〇〇	〇〇
⑥	安全管理の状況	〇〇	〇〇
⑦	経済性	〇〇	〇〇
基本項目評価計		〇〇	〇〇
得点率			〇〇

4 合計点(価格評価+基本項目評価)

配点	得点
〇〇	〇〇

(注)得点は各委員の評価の平均

5 付帯意見

〇〇〇…………… (指定管理候補者に選定される際に選定委員会からの意見を 記載)

【理由】

天草市公の施設の指定管理候補者選定委員会において、各委員が上記の項目に沿って審査を行った結果、基本項目評価が平均的な内容(得点率が60%)を満たしており、かつ、得点の合計(価格評価と基本項目評価の合計)が最も高い(合計点〇〇点)申請者であった〇〇を指定管理候補者として選定した。

【留意事項】

この通知は、指定管理候補者の選定に係るものであり、指定管理者の指定の手続きは、令和〇〇年〇〇月定例市議会の議決を経て行います。

例3-Ⅱ 選定結果の応募者への通知例(指定管理候補者以外向け①)

〇〇第〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

(応募者名)様

天草市長 ○ ○ ○ ○

指定管理候補者の選定結果について(通知)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請されたこのことについて、天草市公の施設の指定管理候補者選定委員会の選定結果を踏まえ、〇〇は当該施設の指定管理候補者として選定されませんでしたので通知します。

なお、申請者が提出された今回の事業計画に対する選定委員会評価は、下記のとおりです。

記

1 施設名 ○〇センター

2 価格評価

計算式	配点	得点
価格評価の配点 × (最低申請価格 / 当該申請価格)	〇〇	〇〇

3 基本項目評価

審査項目及び内容		配点	得点
①	施設の設置目的を達成するための方策	〇〇	〇〇
②	利用者の平等な利用確保のための方策	〇〇	〇〇
③	施設の効用を最大限に発揮したサービスの向上を図るための方策	〇〇	〇〇
④	事業計画書に沿って施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力	〇〇	〇〇
⑤	市民の声が反映される管理を行うための方策	〇〇	〇〇
⑥	安全管理の状況	〇〇	〇〇
⑦	経済性	〇〇	〇〇
基本項目評価計		〇〇	〇〇
得点率			〇〇

4 合計点(価格評価+基本項目評価)

配点	得点
〇〇	〇〇

(注)得点は各委員の評価の平均

【理由】

天草市公の施設の指定管理候補者選定委員会において、各委員が上記の項目に沿って審査を行った結果、基本項目評価が平均的な内容(得点率が60%)に満たなかったため、指定管理候補者として選定されなかった。

【指定管理候補者として選定されたもの】

(指定管理候補者名) ○〇〇点

例3-Ⅲ 選定結果の応募者への通知例(指定管理候補者以外向け②)

〇〇第〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

(応募者名)様

天草市長 ○ ○ ○ ○

指定管理候補者の選定結果について(通知)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請されたこのことについて、天草市公の施設の指定管理候補者選定委員会の選定結果を踏まえ、〇〇は当該施設の指定管理候補者として選定されませんでしたので通知します。

なお、申請者が提出された今回の事業計画に対する選定委員会評価は、下記のとおりです。

記

1 施設名 ○〇センター

2 価格評価

計算式	配点	得点
価格評価の配点 × (最低申請価格 / 当該申請価格)	〇〇	〇〇

3 基本項目評価

審査項目及び内容		配点	得点
①	施設の設置目的を達成するための方策	〇〇	〇〇
②	利用者の平等な利用確保のための方策	〇〇	〇〇
③	施設の効用を最大限に発揮したサービスの向上を図るための方策	〇〇	〇〇
④	事業計画書に沿って施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力	〇〇	〇〇
⑤	市民の声が反映される管理を行うための方策	〇〇	〇〇
⑥	安全管理の状況	〇〇	〇〇
⑦	経済性	〇〇	〇〇
基本項目評価計		〇〇	〇〇
得点率			〇〇

4 合計点(価格評価+基本項目評価)

配点	得点
〇〇	〇〇

(注)得点は各委員の評価の平均

【理由】

天草市公の施設の指定管理候補者選定委員会において、各委員が上記の項目に沿って審査を行った結果、他申請者の得点の合計点(価格評価と基本項目評価の合計)を下回ったため、指定管理候補者として選定されなかった。

【指定管理候補者として選定されたもの】

(指定管理候補者名) ○〇〇点

例3-Ⅳ(ホームページ公表事例)

1. 公募の場合の事例

「〇〇(施設の名称)」指定管理候補者の選定結果について

令和 年 月に募集しました「〇〇(施設の名称)」の指定管理者候補者を次のとおり選定しましたのでお知らせします。

「天草市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第2条の規定に基づき、〇〇の指定管理者の公募を行った結果、〇団体から申請があり、天草市指定管理候補者選定委員会の選定結果を踏まえ、次のとおり指定管理候補者を選定しました。

なお、指定管理者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経た後に指定を行うこととなります。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
天草市〇〇センター
- (2) 指定管理者の候補者となる団体等
団体名 社団法人〇〇会
代表者名 会長 〇〇 〇〇
所在地 天草市〇〇町〇番地〇 〇〇ビル
- (3) 指定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日(予定)
- (4) 選定委員会集計表

2. 非公募の場合の事例

「〇〇(施設の名称)」指定管理候補者の選定結果について

天草市では、令和 年度末を目途に標記施設の民営化を行う予定であり、その引受団体は、利用者支援の継続性等を考慮し、現在の管理運営受託団体を想定しているところです。

 非公募にした理由

このため、天草市では、「天草市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に規定する指定管理候補者の選定の特例に基づき、現在の管理運営受託団体を指定管理候補者として選定したので、次のとおり選定結果を公表します。

なお、指定管理者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経た後に指定を行うこととなります。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
天草市〇〇センター
- (2) 指定管理者の候補者となる団体等
団体名 社団法人〇〇会
代表者名 会長 〇〇 〇〇
所在地 天草市〇〇町〇番地〇 〇〇ビル
- (3) 指定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日(予定)
- (4) 選定委員会集計表

例4 協定書例

〇〇施設の管理に関する協定書

天草市(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)とは、次のとおり、〇〇施設(以下「本施設」という。)の管理に係る協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1章 総 則

(本協定の目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の指定の意義)

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対する〇〇サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び施設管理者が行う管理業務(以下「本業務」という。)の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(用語の定義)

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

(管理物件)

第6条 本業務の対象となる物件(以下「管理物件」という。)は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

(指定の期間)

第7条 〇〇施設の管理に関する条例(平成18年天草市条例第〇号)(以下「条例」という。)第〇条に規定する指定の期間は、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日である。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 条例第〇条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

<例示>

- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
- (2) 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 管理施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

<例示>

- (1)管理施設の目的外使用許可
- (2)管理施設の修繕業務(詳細については第15条を参照のこと)
- 《**該当施設のみ**》
- (3)減免申請に対する許可

(業務実施条件)

第10条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりである。

《**該当施設のみ**》

2 施設設置条例第〇〇条ただし書きにより変更する「休館日」及び「利用時間」は、別紙3のとおりとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第11条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲または業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、本協定、条例及び関係法令等のほか、仕様書及び指定申請書に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、仕様書及び指定申請書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、仕様書、指定申請書の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定申請書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、指定申請書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

第13条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第14条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせなければならない。

※ 申請書(提案書)に「〇〇の業務については(委託先が明確な場合は〇〇に)委託して行う」旨の提案があつていることを明記する必要がある。

- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の改修等)

第15条 管理施設の改修、改造、増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 管理施設の修繕については、1件につき〇万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき〇万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

(緊急事態の対応)

- 第16条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。
- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(天災等による施設供用の休止等)

- 第17条 甲は、天災その他やむを得ない事由により本施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、当該施設の全部又は一部の供用を休止するため、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止することができる。甲が本施設を武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律で定める避難施設として指定し、武力攻撃事態等の避難施設として使用する場合についても、同様とする。
- 2 乙は、前項の事由により本施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得て当該施設の全部又は一部の供用を休止することができる。
- 3 第1項における指定の取り消しによって乙に発生する損害・損失は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(情報管理)

- 第18条 乙は、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 乙または本業務の全部または一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。
- 3 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、その取扱いについては別紙5「個人情報取扱特記事項」により適正な管理を確保しなければならない。
- 4 乙は、天草市情報セキュリティに関する規定(平成22年訓令第8号)に準拠し、本業務に関する情報資産についてその管理を徹底するとともに、不正アクセス等の脅威から保護するための情報セキュリティ対策を講じなければならない。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

- 第19条 甲は、別紙2に示す備品等(以下「備品等(I種)」という。)を、無償で乙に貸与する。
- 2 乙は、指定期間中、備品等(I種)を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等(I種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。
- 4 乙は、故意または過失により備品等(I種)を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償または自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

- 第20条 乙は、前条に定めるもののほか、自己の費用で任意に備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。(以下「備品等(II種)」という。)
- 2 乙は、備品等(II種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、あるいは毀損滅失したときは、自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

- 第21条 乙は、毎年度2月末までに翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。
- (1)管理運営の体制

- (2)事業の概要及び実施する時期
 - (3)管理運営に要する経費の総額及び内訳
 - (4)その他甲が必要と認める事項
- 2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。
 - 3 甲及び乙は、提出された事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書等)

第22条 乙は、毎年度(又は月)終了後、本業務に関し、〇〇(期日)までに次の各項に示す事項を記載した業務報告書を提出しなければならない。

※施設の利用目的により、以下の例示の項目を参考に毎年度分と毎月分に区分する必要があるため、選考委員会での質問等も想定し、十分検討の上掲載すること。

この場合、第1項を毎月分、第2項を毎年度分とし、以下の項を繰り下げる。

<例示>

- (1)本業務の実施状況に関する事項
 - (2)管理施設の利用状況に関する事項
 - (3)料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
 - (4)自主事業の実施状況に関する事項
 - (5)その他甲が指示する事項
- 2 乙は、甲が第17条、第39条及び第40条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
 - 3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または口頭による説明を求めることができるものとする。

(甲による業務実施状況の確認)

第23条 甲は前条により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第24条 前条による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

【例1】 ※指定管理料を支払わない場合

第25条 甲は本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払わない。

- 2 前項にかかわらず乙は、指定期間中に賃金水準または物価水準の変動その他やむを得ない事由により指定管理料を支払う必要が生じた場合には、甲に対して通知をもって指定管理料の支払いを申し出ることができるものとする。
- 3 甲は乙から、前項の申し出を受けた場合には、協議に応じなければならない。

【例2】 ※基本協定のみにより3年間の指定管理料を掲載する場合

第25条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。各年度の指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額	
令和〇〇年度	金	円(消費税及び地方消費税を含む)
令和〇〇年度	金	円(消費税及び地方消費税を含む)
令和〇〇年度	金	円(消費税及び地方消費税を含む)

2 指定管理料の支払いは、各年度とも上、下半期に分けて支払うものとし、上半期については4月、下半期については10月にそれぞれ支払うものとする。

〔※月毎の支払いとする場合は次のとおりとする〕
2 指定管理料の支払は、各年度とも12ヶ月に分けて支払うものとする。〕

3 乙は、支払い月の5日までに、指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。

4 甲は、前項に定める請求書を受領した月の末までに、乙に対して当該請求に係る指定管理料を支払うものとする。

【例3】※年度協定により取扱う場合

第25条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。各年度の指定管理料の上限額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額	
令和〇〇年度	金	円(消費税及び地方消費税を含む)
令和〇〇年度	金	円(消費税及び地方消費税を含む)
令和〇〇年度	金	円(消費税及び地方消費税を含む)

2 前項の指定管理料の詳細については、別途「年度協定」により定めるものとする。

3 指定管理料の支払いは、各年度とも上、下半期に分けて支払うものとし、上半期については4月、下半期については10月にそれぞれ支払うものとする。

〔※月毎の支払いとする場合は次のとおりとする〕
3 指定管理料の支払は、各年度とも12ヶ月に分けて支払うものとする。〕

4 乙は、支払い月の5日までに、指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。

5 甲は、前項に定める請求書を受領した月の末までに、乙に対して当該請求に係る指定管理料を支払うものとする。

(指定管理料の変更)

第26条 甲または乙は、指定期間中に賃金水準または物価水準の変動その他やむを得ない事由により前条第1項(※年度協定の場合は第2項)に定める指定管理料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲または乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第27条 乙は、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができる。

(利用料金の決定) ※利用料金制を採用する場合

第28条 利用料金は、乙が、条例第〇条に規定する利用料金の範囲内において定めた、別紙4利用料金表の額とする。

第7章 リスク分担及び損害賠償

(リスク分担)

第29条 管理業務に関するリスク分担については、別紙6「リスク分担表」のとおりとする。

- 2 前項に定める事項に疑義がある場合又は同項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議のうえリスク分担を決定する。

(損害賠償等)

- 第 30 条 乙は、故意または過失により管理物件を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部または一部を免除することができるものとする。
- 2 乙は、故意または過失により本協定の内容に違反し、または怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は甲に対して、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部または一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

- 第 31 条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由または甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

- 第 32 条 甲は、建物総合損害共済に加入する。また、甲は、管理運営業務に起因する賠償責任に関して市民総合賠償補償保険に加入する。
- 指定管理者は施設賠償責任保険・昇降機賠償責任保険及び施設災害補償保険に加入すること。

種類	保険内容		
施設賠償責任保険 昇降機賠償責任保険	基本契約(支払 限度額)	対人賠償	1 事故あたり:10 億円 1 名あたり:1 億円
		対物賠償	1 事故あたり:3 千万円
施設災害補償保険	被災者 1 名あたり:100 万円		

- ※交差責任担保特約を付加すること。
 ※指定管理者が独自に行う事業については、別途保険に加入すること。
 ※指定管理者のリスク対応判断により、保険の種類、範囲及び内容に関して追加加入を妨げない。

(不可抗力発生時の対応)

- 第 33 条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

- 第 34 条 不可抗力の発生に起因して当該施設等に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

- 第 35 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。
- 2 乙は不可抗力の発生により休館日及び利用時間を変更する必要がある場合には、条例第〇条の規定により甲と協議するものとする。
- 3 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 36 条 乙は、本協定の終了に際し、甲または甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲または甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第 37 条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第 38 条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品(I種)については、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 備品(Ⅱ種)については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(指定の取り消し)

第 39 条 甲は、天草市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第9条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った指定管理料の全部若しくは一部を返還させ、及びこれらにより生じた損害の賠償を命じることができる。

<例示>

(1) 業務に際し不正行為があったとき

(2) 甲に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき

(3) 乙が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき

(4) 募集要項等(仕様書)に定めた参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど乙が指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(5) 乙自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき

(6) 前各号のほか指定管理者として業務を継続することが適当でないと認められるとき

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取り消しの理由

(2) 指定取り消しの要否

(3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

4 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の解除を申し出ることができるものとする。

(1) 甲が本協定内容を履行せず、またはこれに違反したとき

(2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき

(3) その他、甲の責めに帰すべき事由により、乙が指定の取り消しを希望するとき。

5 甲は、前項の申し出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

- 第 40 条 甲または乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
 - 3 前項により指定が取り消された場合、当該年度の指定管理料は甲と乙の協議により精算し、甲乙双方とも相手方に損害の賠償を請求することはできない。

(指定期間終了時の取扱い)

- 第 41 条 第 36 条、第 37 条及び第 38 条の規定は、第 39 条及び第 40 条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲と乙が合意した場合はその限りではない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

- 第 42 条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

- 第 43 条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
- 2 前項の自主事業を実施するに当たって、甲は仕様書により、乙は指定申請書により自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。
 - 3 乙は、指定申請書に定める事業以外に自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

- 第 44 条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(請求、通知等の様式その他)

- 第 45 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。
- 2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)の定めるところによる。

(協定の変更)

- 第 46 条 本業務に関し、事情が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

- 第 47 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたときまたは本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

- 第 48 条 本協定に関する紛争は、熊本地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲(地方公共団体)
所在地 〇〇
名 称 天草市
代表者 〇〇 印

乙(指定管理者)
所在地 〇〇
名 称 〇〇
代表者 〇〇 印

別紙1 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、条例に定める指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 仕様書とは、〇〇指定管理者に示された本業務に係る仕様書のことをいう。
- (4) 「自主事業」とは、〇に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (5) 「指定申請書」とは、本施設を指定管理にするにあたり、乙が提出した指定申請書のことをいう。
- (6) 「備品等(Ⅰ種)」とは、市が設置し、指定管理者に貸与するもののことをいう。
- (7) 「備品等(Ⅱ種)」とは、指定管理者が施設を管理する上で、任意に什器やその他の備品等を調達したもののことをいう。
- (8) 「不可抗力」とは、天災(地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災(戦争、テロ、暴動等)、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設

利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

- (9)「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定をいう。
- (10)「募集要項」とは、〇〇指定管理者募集要項のことをいう。
- (11)「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料(仕様書を含む。)、及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (12)「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。

別紙2 管理物件

(1)管理施設(※詳細については、財産台帳を参照のこと。)

- ・〇〇施設
- ・〇〇施設
- ・敷地内の外構及び植栽
- ・その他施設

(2)管理物品(※詳細については、備品台帳を参照のこと。)

1)備品等(I種)

種類	数量	備考

2)備品等(II種)

種類	数量	備考

別紙3

休館日及び利用時間に関する事項

施設設置条例第〇〇条「ただし」書きにより、委託者の承認を得、変更する休館日(利用時間)については、

【例】

- (1) 毎月第3火曜日(第3火曜日が祝祭日の場合はその翌日)
- (2) 決算たな卸しの日
- (3) 1月1日及び12月31日

《理由》

条例では、毎月第3火曜日を休館日としているが、施設の利用状況を考えると、祝祭日には、利用者が多いため、当該火曜日が祝祭日である場合は、翌日を休館日とすることを承認願いたい。

別紙4 利用料金表

条例に規定する料金	指定管理者が定める料金	備考

添付資料(仕様書)

[地方公共団体が作成した業務仕様書を添付する。]

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受託者は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 受託者は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受託者は、この協定による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 受託者は、この協定による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 受託者は、この協定による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(実地調査)

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 受託者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの対応、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
債務不履行	施設設置者(天草市)の協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加。	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延(市→指定管理者)によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延(指定管理者→業者)によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの(〇〇万円以内のもの)		○
	〃 (上記以外)	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(小規模なもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外)	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(小規模なもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外)	○	
第三者への賠償	指定管理者の管理瑕疵に起因する損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の徴収費用		○

例5 指定管理者の指定指令、指令取消通知、業務停止命令通知例

例5—I 指定管理者の指定通知

天草市指令〇〇第 号
〇〇〇〇(指定管理者名)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請の天草市〇〇センターの指定管理者の指定については、天草市〇〇センター条例(平成〇年天草市条例第〇〇号)第〇条[←指定管理者による管理の規定]の規定により指定します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

天草市長 〇〇〇〇

施設の名称 〇〇センター

指定の期間 令和〇〇年〇月〇〇日から令和〇〇年〇月〇〇日まで

第 号
年 月 日

様

天草市長 印

指定管理者指定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した の指定管理者の指定は、天草市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり取り消したので通知します。

記

公の施設の名称

取消し年月日 年 月 日

取消しの理由

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第4条の規定により天草市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取り消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、天草市を被告として(天草市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第 号
年 月 日

様

天草市長 印

業務停止命令書

年 月 日付け 第 号で通知した の指定管理者の指定は、天草市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり業務の停止を命じます。

記

停止対象施設の名称

停止対象業務

停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

業務停止命令の理由

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第4条の規定により天草市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取り消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、天草市を被告として(天草市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

天 第 号
令和 年 月 日

公の施設の指定管理候補者選定委員会
委員長 様

天草市長

指定管理候補者の選定について(依頼)

天草市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条に基づき、下記の施設における指定管理候補者を選定したいので、天草市公の施設の指定管理候補者選定委員会による指定管理候補者の選定をお願いします。

記

番号	施設名	応募者数	提案議会	備考
1			○月議会	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

問い合わせ先
 ○○○○部○○○○課
 ○○○○係
 担当:○○
 内線:○○○○

【施設の概要】

施設名称	天草市〇〇施設		
位置	天草市〇〇町〇〇番地		
建設年度	平成〇〇年度		
建設事業名	〇〇事業		
当初建設費	〇〇千円	直近3年間の修繕・改修費	〇〇千円
施設内容			
設置目的			

【指定管理候補者の概要】

指定管理候補者	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇
指定管理期間	令和〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日
指定管理料(申請額)	令和〇〇年度:〇〇円 令和〇〇年度:〇〇円 令和〇〇年度:〇〇円 合計〇〇円
公募の有無	有

今後の事業計画の概要

管理運営方針					
管理計画					

収支計画 (単位:千円)	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
		①収入	施設利用料		
指定管理料					
収入合計					
②支出	人件費				
	管理費				
	事業費				
	事務経費				
	その他				
	支出合計				
	①-②				

※【参考】 以下は、継続して指定管理となる施設のみ表記しております。

現在の 指定管理者	実績額 (単位:千円)				
	項目	令和3年度	令和4年度	備考	
株式会社〇〇	①収入	施設利用料			
		指定管理料			
		収入合計			
指定管理期間	②支出	人件費			
		管理費			
		事業費			
令和〇〇年4月1日		事務経費			
~		その他			
令和〇〇年3月31日		支出合計			
	①-②				

第十章 公の施設

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない

（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）

第244条の4 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

各都道府県知事殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)(抄)

地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号。以下「改正法」という)は、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法(以下「旧法」という)第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いいたします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について(通知)(平成15年7月17日付け総行行第86号、総行公第39号、総財公第61号、総財務第71号、15文科高第275号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知)を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

(中略)

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること(第244条の2第3項関係)。
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収(第231条の3)、不服申立てに対する決定(第244条の4)、行政財産の目的外使用許可(第238条の4第4項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること(第244条の2第3項関係)。
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること(第244条の2第6項関係)

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。(第244条の2第4項関係)

- ①「指定の手続」としては申請の方法や選定基準等を定めるものであること。
なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。
ア 住民の平等利用が確保されること。
イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
- ②「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用制限の要件等)のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。
- ③「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。
- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること(第244条の2第8項及び第9項関係)
- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1)「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)
- (2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。
- (3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。(改正法附則第1条関係)
- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること(改正法附則第2条関係)

天草市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成 18 年 3 月 27 日
条例第 61 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第 2 条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、公募するものとする。ただし、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市民又は地域が主体となって当該施設を管理することが適当であるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該施設の適正な管理を確保するため、合理的な理由があるとき。

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 法人その他の団体(以下「団体」という。)であって、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書及び収支予算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書面

(指定管理者の候補者の選定)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最適な団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) その事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保し、住民サービスの向上が図られるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者の候補者がいない場合の措置)

第 5 条 市長は、第 3 条の規定による申請がなかった場合は、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる団体に対し、第 3 条の規定による申請を求めることができる。

(指定管理者の指定)

第 6 条 市長は、第 4 条の規定により当該施設に係る指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て、その者を指定管理者として指定する。

(事業報告書の作成及び提出)

第 7 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 9 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第 8 条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 9 条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責任に帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責任を負わない。

(原状回復義務)

第 10 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 11 条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第 12 条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第 13 条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第 2 条から第 11 条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とし、第 3 条及び第 7 条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において合併前の牛深市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年牛深市条例第 7 号)、有明町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年有明町条例第 15 号)、御所浦町の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年御所浦町条例第 6 号)、倉岳町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年倉岳町条例第 15 号)、栖本町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年栖本町条例第 5 号)、新和町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年新和町条例第 6 号)、五和町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する

る条例(平成 17 年五和町条例第 3 号)、天草町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年天草町条例第 3 号)又は河浦町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年河浦町条例第 6 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により指定管理者にその管理を行わせていた公の施設のうち、本市が引き続き設置する当該公の施設について、施行日以後引き続き指定管理者に管理を行わせる場合においては、施行日の前日において当該公の施設の管理を行わせていたもの(以下「合併前の指定管理者」という。)は、それぞれ第 4 条に規定する手續により当該公の施設の管理に関する業務を行わせる指定管理者となるべき団体として選定されたものとみなし、第 6 条の規定の例により、当該合併前の指定管理者を引き続き当該公の施設の指定管理者として指定することができる。

- 3 前項の場合において、施行日に合併前の指定管理者の地位を承継する団体は、合併前の指定管理者とみなす。
- 4 第 1 項の規定により引き続き指定管理者として指定されたものの指定期間は、合併前の条例の規定により指定された期間の残期間とする。

天草市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成 18 年 3 月 27 日
規則第 61 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、天草市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 18 年天草市条例第 61 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第 2 条 条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請は、指定申請書(様式第 1 号)によるものとする。

2 条例第 3 条第 1 号の事業計画書は事業計画書(様式第 2 号)によるものとし、同号の収支予算書は収支予算書(様式第 3 号)によるものとする。

(平 20 規則 21・一部改正)

(添付書類の特例)

第 3 条 申請者において前条第 2 項の事業計画書及び収支予算書として市長が認めるものを作成した場合は、これをもって同項の事業計画書及び収支予算書に代えることができる。

(平 20 規則 21・一部改正)

(雑則)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 21 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

指 定 申 請 書

年 月 日

様

申請者
所在地

団体名

代表者氏名 ①
連絡先(電話番号)

天草市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名称)
天草市

添付書類

- 1 事業計画書(様式第 2 号)及び収支予算書(様式第 3 号)
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
- 3 団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- 4 その他市長が特に必要があると認める書類

天草市() ※施設名を記入してください。			
団 体 名			
代 表 者 名		設立年月日	年 月 日
団 体 所 在 地			
電 話 番 号		FAX 番号	
E-mail			

現在運営している類似施設	所在地	主な業務内容	管理運営期間
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで

【管理運営方針】
【申請価格】
¥ _____ 円 ※1 収支予算書(様式第 3 号)に記載する指定管理料と同額となること。 ※2 申請価格には消費税及び地方消費税を含むこと。
(1) 当該施設の設置目的を達成するための方策 ア 施設設置の目的を達成するための基本的な考え方 イ 年間の企画事業計画 ウ 集客目標数及びその目標に対する取組み エ 設置目的を達成するためのモニタリングの方策
(2) 利用者の平等な利用の確保のための方策 ア 平等な利用が確保されるための基本的考え方及び体制
(3) 当該施設の効用を最大限に発揮しサービスの向上を図るための方策 ア 効果的・効率的な管理運営のための取組み イ サービス向上と利用促進のための取組み
(4) 企画事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力 ア 職員体制・職員配置計画 イ 警備・清掃計画 ウ 団体の経営状況 エ 地域への振興、活性化に対する取組み及び他の施設との連携の方策 オ 個人情報保護に関する方策 カ 類似施設の運営実績
(5) 市民の声が反映される管理を行うための方策 ア 利用者ニーズの把握に対する取組み及び苦情対応の方策 イ 広報計画
(6) 安全管理の状況 ア 安全面に関する方策 イ 緊急時の対策
※ その他 特記すべき事項があれば記入してください。

(3 枚目)

企画事業計画書(年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
【市指定事業】		
【自主事業】		

(備考)

- 1 企画事業計画書の記載に当たっては、当該施設の設置目的を達成するため市が仕様書等で指定する事業「市指定事業」及び申請者が自主的に実施する事業「自主事業」に区分して記載してください。
- 2 協定期間が3年の場合、3年分の事業計画書を作成してください。(毎年度の事業計画が同じであれば1枚の提出で構いません。)

(1枚目)
収支予算書

施設の管理に関する業務の収支予算書(年度)

(単位:千円)

		内 訳	備 考
収入合計(A)			
項 目			
支出合計(B)			
項 目	人 件 費		
	管 理 費		
	事 業 費		
	事 務 経 費		
	そ の 他		
収支(A)-(B)			

(備考)

- 1 1年間(12月)の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。
- 2 協定期間が3年の場合、3年分の収支予算書を作成してください。(毎年度の収支見込が同じであれば1枚の提出で構いません。)

(2 枚目)

企画事業収支予算書(年度)

(単位:千円)

事業名	①募集対象	企画事業予算額				
	②募集人数	総経費	収入			支出
	③1人当たり参加費(円)		指定管理料	参加費	その他	主な経費の内訳
【市指定事業】						
計						

(備考)

- 1 企画事業収支予算書の記載に当たっては、当該施設の設置目的を達成するため市が仕様書等で指定する事業「市指定事業」及び申請者が自主的に実施する事業「自主事業」に区分して記載してください。
- 2 収入欄には事業経費の財源として「指定管理料」、「参加費」、「その他」に区分し記載してください。また、参加費を徴収する場合は、「募集人員」及び「1人当たり参加費」を記入してください。
- 3 支出欄中「主な経費の内訳」には、例えば広報宣伝費、講師謝礼、原材料費など事業実施に必要な経費名と金額を記入してください。
- 4 計の欄は、「市指定事業」と「自主事業」の合計額を記入してください。

天草市公の施設の指定管理候補者選定委員会要綱

○天草市公の施設の指定管理候補者選定委員会要綱

平成 18 年 3 月 27 日
告示第 21 号

(設置)

第 1 条 市が所管する公の施設の指定管理候補者の選定その他指定管理者制度の適正な運営を行うため、天草市公の施設の指定管理候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審査し、及びこれらに関して必要があると認める事項を市長に報告する。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 指定管理者の指定の取消しに関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公の施設の指定管理者に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、副市長、総務部長、総合政策部長、経済部長その他選定事案に関係する施設の所管部長及び支所長並びに委員長が指定する職員をもって充てる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、外部の有識者 2 人以内を委員に加えることができる。

(平 18 告示 265・平 19 告示 34・平 19 告示 35・平 24 告示 112・平 25 告示 61・一部改正)

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総合政策部長がその職務を代理する。

(平 18 告示 265・平 19 告示 34・平 25 告示 61・一部改正)

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の出席等)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥事項)

第 7 条 委員は、自己に直接又は間接に利害関係がある案件については、会議の議事に参加することができない。

(平 19 告示 200・追加)

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(平 18 告示 265・平 19 告示 35・一部改正、平 19 告示 200・旧第 7 条線下、平 24 告示 112・平 25 告示 61・平 27 告示 67・一部改正)

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 19 告示 200・旧第 8 条線下)

附 則

この告示は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 18 年告示第 265 号)
この告示は、平成 18 年 11 月 6 日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 34 号)
この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 35 号)
この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 200 号)
この告示は、平成 19 年 11 月 6 日から施行する。

附 則(平成 24 年告示第 112 号)
この告示は、平成 24 年 9 月 11 日から施行する。

附 則(平成 25 年告示第 61 号)
この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年告示第 67 号)
この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。